

The English Imperative : A Cognitive and Functional Analysis

(英語の命令文－認知・機能言語学的分析)

学位論文内容の要旨

命令文は伝統文法においては直接法・叙想法などと並ぶ命令法という「法」(mood)の問題として議論されてきた。一方、生成文法では命令文のさまざまな統語的振舞いが研究され、言語哲学・発話行為論・関連性理論では命令文が発話において帯びる意味機能について研究されてきた。これに対して、本論文は認知・機能言語学の観点から、命令文をひとつのプロトタイプ範疇－プロトタイプを中核とし、そこからのさまざまな拡張によって結びつけられた範疇－を成すものと分析し、英語の命令文の諸用法を統一的、包括的に説明することを目指した研究である。

第1章では従来の命令文研究に命令文を概念的要因によってまとめられた範疇とみなす視点が欠けていたと総括し、従来の研究によって十分解決されていない命令文の研究課題が指摘される。例えば、そもそも「命令」は命令文の本質的な意味なのか否か、Do that and I'll punish you.のような「疑似命令文」と呼ばれてきたものは命令文か否か、受動命令文の容認可能性を決定する要因は何か(Be flattered by what he says. vs. ?Be taken to a hospital by your sister.), 命令文が条件節の働きをするのはどのような場合か、等々である。本論文では、近年の認知言語学におけるプロトタイプ論に基づく言語範疇の研究に沿って、命令文を「効力の行使(force exertion)の強さの度合い」に応じて典型的なものから非典型的なものまでスケールをなす範疇であると分析し、上記の諸問題の解決を目指す旨が述べられる。

第2章では本論文が命令文という範疇を規定する中心的パラメータとみなす「効力の行使」という概念について議論される。従来の命令文研究は、命令文が「仮定性」「二人称性」「非過去性」という特性を有する点では一致しているが、「効力の行使」が命令文の本質的な意味を成すかについては見解が分かれていた。本論文は「効力」を話者が聞き手に対して行為させようとして行使する心理・社会的影響、命題内容を実現させようとする話者の意図・意志と捉え、効力の行使はマイナスの値からプラスの値までのスケールを成すと考えられる。

ここで、効力の行使がプラスの命令文とは Sleep until noon; you are very tired.のような場合であり、マイナスの命令文とは Sleep until noon and you'll miss lunch.のように話者が命題内容(You sleep until noon.)の実現を望まない場合である。また効力がゼロの命令文とは Say what you like, it won't make any difference.や Add stress and depression and you get messed-up memory.のような譲歩や条件の読みの場合だとされる。この命令文の効力の強さの度合いは please のような強い態度表現と共起するかどうかではかることができる。また2つの現代英語のテキストにおける頻度分析から、命令文は効力がプラスの値

をとるものが典型的であることが示される。さらに、命令文は効力の強さの度合いを有するという点において仮定法現在およびto不定詞をとる補文 (I request that you sleep until noon. / I advise you to sleep until noon.)と区別されることが主張される。

第3章では、命令文の意味は規範的命令文事態モデルという認知モデルに基づいて理解されるべきことが提案され、命令文が第2章で議論された4つの特性—「仮定性」「二人称性」「非過去性」「効力の行使」—を何故もつのが説明される。規範的命令文事態モデルにおいて、話者は使役者的動作主として直示的設定の中で自らの利益となるように強い指令的効力を聞き手に対して行使し、その結果、聞き手は被使役者的動作主として仮定的設定の中である行為を行う、とされる。このモデルが典型的命令文を規定し、このモデルからの乖離に応じて命令文は非典型的となっていく。すなわち、効力がプラスから遠ざかり、効力の種類が非指令的（例：依頼）となったり、聞き手が非動作主的（例：経験者、被動作主）あるいは総称的となったり、話者以外の利益のために行為が行われるなどすると、非典型的な命令文となる。

このように典型的命令文を規定した上で、受動命令文と完了／進行形命令文について次に議論される。典型的命令文と典型的受身文は前者の主語が動作主であるのに、後者の主語は被動作主であるという点において意味構造の齟齬があり、両構文は融合しにくく、*George, be taken to church by your sister.のような受動命令文は非文となる。しかし受身文の主語が典型からはずれ動作主性を帯びるような解釈が可能となれば、Be checked over by a doctor, then you'll be sure there's nothing wrong.のように受動命令文が可能となることが示される。同様に完了／進行形命令文が容認可能となる環境についても議論される。

第4章では疑似命令文と呼ばれる2種類の条件節的命令文、すなわち「and 条件命令文」(e.g. Bring alcohol to school and you'll be suspended.)と「or 条件命令文」(e.g. Be careful or you'll lose your bag.)が議論される。疑似命令文を命令文の一種とみるか否かについては議論があり、「and 条件命令文」を命令文ではないとする見方が先行研究においては有力であった。これに対して本論文ではこの2種類の疑似命令文を上位の構文と関係付けられた命令文とみる分析を提示する。より具体的には、統語的振舞いの証拠から「and 条件命令文」を非典型的命令文と「左方従属型 and 構文」(e.g. One more can of beer and I'm leaving; You drink another can of beer and I'm leaving.)が融合した構文、「or 条件命令文」を典型的命令文と「非対称型 or 構文」(e.g. Your money or your life!; I didn't have the time or I would have joined.)が融合した構文と分析する。この分析により、「and 条件命令文」と「or 条件命令文」では異なる条件的解釈が生じること、否定極項目が前者では許可されるが後者では許可されないこと、などが統一的に説明される。

第5章では前章までの英語命令文の分析の普遍的適用性を探るひとつの手がかりとして日本語の命令文について効力の行使の度合いの観点から考察される。日本語の命令文の形式としては「しろ」「しなさい」「(て)くれ」「(て)ください」「してみろ」の5つが議論の対象となる。これら5形式について(i)「してみろ」が仮定、条件を表わすゼロの効力で用いることができるのに対して、他の形式ではゼロの効力を表せない、(ii)マイナスの効力についても「してみろ」が最も容認されるのに対して、他の形式ではマイナスの効力を表わすことはできるがその使用は制限される、ということが示される。さらに日本語の受動命令文について論じられ、「してみろ」の受身文が動詞の性質や受動態の種類にあまり左右されずに容認される事実を、「してみろ」が非典型的な命令文であり、主語の動作主性が低いため、受動態の意味と合致しやすいためだと説明される。

第6章では本論文の主張がまとめられ、その意義について議論されるとともに、今後の課題として社会言語学的視点や通言語的(cross-linguistic)妥当性の検討の必要性が指摘される。

学位論文審査の要旨

主 査 助 教 授 野 村 益 寛
副 査 教 授 清 水 誠
副 査 教 授 小 野 芳 彦

学 位 論 文 題 名

The English Imperative : A Cognitive and Functional Analysis

(英語の命令文－認知・機能言語学的分析)

平成15年11月14日(金)文学研究科教授会の承認のもと、上記3名をもって本論文の審査委員会を発足し、以下のように計5回の審査を行った。

・第1回審査委員会(平成15年11月14日)

論文のコピーを配付し、審査方針について議論し、今後の日程を設定した。

・第2回審査委員会(平成16年1月9日)

論文内容について議論し、それを基に次回までに問題点、疑問点を整理し、文書にまとめることにした。

・第3回審査委員会(平成16年1月23日)

論文の問題点、疑問点を文書にまとめたものを検討し、口頭試問における質問内容の打ち合わせをした。

・第4回審査委員会(平成16年1月27日)

口頭試問を実施し、問題点・疑問点および誤植を指摘し、申請論文の一部について加筆修正を求めた。

・第5回審査委員会(平成16年9月1日)

論文の加筆修正箇所を検討した上、学位授与の可否を判定し、審査報告書を作成した。

以下に本論文の評価を述べる。

本論文は著者がこれまで国内外で発表してきた研究の集大成であり、現代英語の命令文の最も詳細かつ包括的な分析を提示した点において英語学・言語学において重要な位置を占めるものと考えられる。本論文の意義を一言でまとめるならば、生成文法、語用論の成果を柔軟に取込みながらも認知・機能言語学の視点から命令文をひとつのプロトタイプ範疇と捉えることによってその意味的多義性、統語的振舞いの特徴を統一的に説明した点にある。このことは英語の命令文の記述、説明にとどまらず、次の2つの一般言語学的な意義も有する。

第一に、これまでの認知・機能言語学における言語カテゴリーの研究は語、品詞、文法関係、特殊構文を中心に行われてきたが、本論文は命令文という基本的な文の種類もプロトタイプ範疇と分析することができる

ことを示した点である。このことはプロトタイプという考え方の有効性とともに、言語をさまざまなレベルにおいてカテゴリが構造を成してできたものとみる認知言語学の言語観を例証するものとなる。

第二に、命令文分析の一般的枠組みを示すことによって他言語においてこの枠組みがどの程度妥当するかを検証することにより命令文の普遍性、個別言語性の研究に対して道を開いた点である。本論文第5章では英語とは系統が全く異なる日本語の命令文について本論文の枠組みが適用されており、今後の他言語における命令文研究に対する方向性を示している。

本論文は「命令法」ではなく「命令文」を研究対象としているため、命令法の意味とそれが実際の発話において命令文として実現する際の意味との関係や、叙想法との関連性などについては今後さらなる研究の余地があると思われるが、上述した点において英語学・言語学における命令文研究に新機軸を打ち出し、命令文の意味論、統語論的研究を大きく進めたことは高く評価される。

以上の審査結果から審査委員会は全員一致して、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものであるとの結論に達した。